

Q.1 青色申告をしている個人事業者ですが、給付申請書に記入する前年の売上について、青色申告決算書の月別売上の数字を使わずに、白色申告者と同じように、月平均の売上を使うことはできませんか？

< 回答 >

個人事業主の場合で、所得税の青色申告を行っている方は、申告書第一表の写しのほかに、「所得税青色申告決算書」の写しをご提出いただき、今年の対象月の売上と「所得税青色申告決算書」の対応する月別売上を比較することとなっています。

ただ、ご質問のように、昨年の月平均の売上と比較することも選択できます。その場合は、申告書第一表に記載された年間の売上から月平均の売上を算出し、今年の対象月の売上と比較します。（任意の書式（売上台帳の写しなど）を前年の月別売上の根拠にすることはできません。）

Q.2 2019年6月に開業しましたが、2019年中に開業した場合も給付金の対象になりますか？

< 回答 >

はい、2019年中に開業した（2019年中に売り上げがある）場合は対象になります。今年度の対象月の売上と比較する、前年の売上は、前年の月平均の売上です。年間収入を、開業以後の月数で割って算出します。

追加の添付書類として、法人の場合は「履歴事項全部証明書（法人登記簿）」が、個人事業主の場合は、「開業・廃業届出書（税務署受付）」、「事業開始（廃止）届出書（宮崎県受付）」の写し等が必要です。

※「申請の手引き」の別表1に詳細を記載しています。

Q.3 4月の売上が、昨年と比べて40%落ち込んでいます。国の「持続化給付金」の支給要件の50%減少をまだ満たしていないので、「緊急支援給付金」にすぐに申請したほうがいいですか？

< 回答 >

国の「持続化給付金」と「緊急支援給付金」の両方を受け取ることはできません。現時点で「緊急支援給付金」の申し込みをすることはできますが、今後、前年比50%以上売上が減少する月が発生し、「持続化給付金」に申請する場合、「緊急支援給付金」を返還していただくこととなります。